

「財政の崖(Fiscal Cliff)」と 2013 年増税の行方

オバマ大統領の再選後、ワシントンの政治家の関心はいわゆる財政の崖 (Fiscal cliff) に向けられている。現在、年末に失効予定の減税について、オバマ政権と議会の間で延長策が交渉されている。しかし、中間所得層を対象にした延長に限定したいオバマ政権と、富裕層を含むすべての所得層を対象にした延長を探る共和党との間では、対立は激しく、調整は難航している。もし、このまま何の手当もされない場合、一般納税者も含めて大きな増税の影響が出ると危惧される。今月号は、まだ不確定な要素が多い中、この Fiscal Cliff と言われる状況と 2013 年の税制がどのように影響を受けるかを概観したい。

1. 財政の壁とは

2000 年代に始まった所得税などに対する大型減税策いわゆる「ブッシュ減税」は、2012 年末に期限切れとなる。これに伴い、2011 年にアメリカの債務上限が問題になった際に決められた 2013 年 1 月からの強制的な予算削減 (国防費を中心に 10 年間で最大 1 兆 2000 億ドルの歳出が強制削減) が実行される。減税が失効する「実質的増税」と「強制的な歳出削減」のダブルパンチにより、まさに「崖から落下する」ような急激な米国経済の引き締めが起こってしまう可能性が心配される。そのため、財政の崖 (Fiscal cliff) と呼ばれるようになった。これを Fiscal Cliff を回避するため、オバマ政権としては以下の複数の具体的な増税対策が考案されている。

1) オバマケアによる増税

ブッシュ減税の延長の可否に関わらず、2013 年からは、3.8%の Medicare contribution tax が、一定の個人の不労所得に対して課税される。これは、オバマケアと言われる The Patient Protection and Affordable Care Act (PPACA)の一部として施行され、**キャピタルゲイン、利息、配当といった所得が対象**になっている。

2) Long-term capital gains (長期キャピタルゲイン)

現行では、通常所得の税率が 10%と 15%のタックスブラケット (所得区分) に入っている納税者に関しては、長期キャピタルゲインに対する税率は 0%であり、その他のブラケットの納税者は一律 15%である。(なお、この場合の長期と短期は、日本の 5 年と異なり 1 年を超えて保有していたか否かで区分される。) この減税政策は、2012 年末で終了する予定であり、その場合、通常所得の税率 10%と 15%のブラケットの納税者の長期キャピタルゲインに対しては 10%、それ以外の納税者には 20%の税率が適用になる。また、2000 年以降に購入して、5 年以上保有した適格資産の譲渡に関する長期キャピタルゲインも税率が 15%から 18%に変更となる。さらに、上記の 3.8%の Medicare contribution tax がキャピタルゲイン、配当収入、利子収入等に対しておかってくるため、ある一定以上の収入がある納税者は**長期キャピタルゲインに関して最大 23.8%もの納税**をしなければならなくなる。

3) Dividend income (配当所得)

ブッシュ減税は、一定の要件を満たした配当所得（適格配当）も対象にしており、適格配当所得に関しては、長期キャピタルゲインの税率が適用されていた。すなわち、大半の納税者は、配当所得に関しては15%の税率で課税されていた。しかし、議会が特に何もアクションを起こさない場合、2013年の初めから、通常所得と同様のレートが適用されることになる。2013年は、個人の最高税率が現行の35%から39.6%まで上がり、さらに3.8%の Medicare contribution tax がかかってくるため、配当収入に対しては最大43.4%の税率が課されることになる。

4) Individual income tax (個人所得税)

ブッシュ減税は通常所得に関しても税率軽減措置を講じていた。それが2012年末に終了すると同時に議会が対処しない限り、連邦(Federal Tax)の個人税率(Marginal tax rate)は以下ようになる。

単身世帯の場合 2012年—2013年

\$8,700 まで 10% 15%

\$35,350 まで 15% 15%

\$85,650 まで 25% 28%

\$178,650 まで 28% 31%

\$388,350 まで 33% 36%

\$388,350 超.. 35% 39.6%

5) Payroll tax (給与税)

これは、ブッシュ減税ではなくオバマ政権になって2011年から実施された減税で、Social security tax (社会保険税)の従業員負担分が6.2%から4.2%に2%軽減されていた。この減税も今年末で期限切れになる予定である。議会でもこの減税に関しては特に延長しようという動きが現時点ではない。このため2013年1月からは多くの人にとって2%の実質増税が実施される可能性が高い。

2. 2013年増税対策？

以上のように、2013年は正に米国にとっては、「増税の年」になる可能性がある。各種減税の失効によって、一般納税者にも大きな影響が出ると想定される。そのため、場合によっては2012年中にキャピタルゲインや配当所得を発生させるという判断をした方が有利になるという考え方もある。いずれにしても、今後の議会の動きを注意深く見守る必要がある。